

令和 6 年度第 1 6 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出 日：令和 6 年 1 月 1 9 日
 担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 6〕

① 件 名	
第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 令和 2 年 4 月から 5 か年にわたり第 3 期石巻市中心市街地活性化基本計画を進めてきたところであるが、復興ハード事業は概ね完了したものの、中心市街地全体の賑わい創出や回遊性向上の取組については十分といえない状況である。</p> <p>【目的】 第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画を策定し、これまで整備してきたハードを活かしたソフト事業に産官学で連携を図りながら取り組むことで、中心市街地全体の賑わい創出を図る。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 中心市街地の活性化に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 2 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 1 中心市街地活性化を推進する</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 5 年 1 0 月	石巻市中心市街地活性化協議会と次期計画策定について協議
令和 6 年 1 月～1 0 月	第 1 回～第 4 回石巻市まちづくり活性化推進会議本会議
2 月～1 0 月	第 1 回～第 4 回石巻市まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム
4 月～1 0 月	民間団体等ヒアリング調査
5 月	石巻市中心市街地活性化協議会総会
6 月	内閣府地方創生推進事務局 現地調査
7 月	石巻市中心市街地活性化協議会 全体会
8 月	石巻市中心市街地活性化協議会 理事会
1 0 月	内閣府地方創生推進事務局 幹部現地調査
1 1 月	石巻市中心市街地活性化協議会臨時総会
⑤ 主な内容	
<p>「第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画」の主な内容</p> <p>【計画期間】 令和 7 年度～令和 1 1 年度（5 年間）</p> <p>【目指す中心市街地の都市像】 街なかの魅力を活かしさまざまなチャレンジが生まれ、安心して楽しく回遊できるまち</p> <p>【基本方針 1】 まちへの関わりしるを増やし、チャレンジが生まれるまち 目標：訪れたいと思う目的地の増加 指標：新規出店数</p>	

【基本方針 2】

地域の資源を生かした歩きたくなるまちづくり

目標：誰にとっても居場所があり交流できる機会の増進

指標：市民交流施設 8 施設の利用者数

※市民交流 8 施設（あいプラザ・石巻、旧観慶丸商店、かわまち交流センター、アイトピアホール、石巻市子どもセンターらいつ、ささえあいセンター、寿楽荘、石巻中央公民館）

【基本方針 3】

市民の力・地域の資源を活かした歩きたくなるまち

目標：中心市街地の回遊の性向上

指標：歩行者・自転車通行量（18 地点）

※ 詳細は別添のとおり

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

歴史・文化・川湊といった石巻市の中心市街地しかない魅力を活かし、市民や観光客の目的地となる店舗や居場所を増やすことで、多くの賑わいが生まれ、街なかならではの魅力が感じられる、誰にとっても居心地のよい歩きたくなる楽しいまちづくりが推進される。

また、内閣総理大臣認定を受けることにより、中心市街地再活性化のために行うソフト事業（単独事業）に要する経費の 1 / 2 について特別交付税により措置される。

※第 4 期計画掲載事業 46 事業のうち 15 事業が中心市街地活性化ソフト事業の対象事業として予定。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県内で中心市街地活性化基本計画の認定を受けているのは本市のみ。

※令和 6 年 4 月時点で、第 4 期中心市街地活性化基本計画認定市町村は、52 団体認定中 10 団体であり、東北 6 県では八戸市のみである。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 6 年 12 月 パブリックコメント実施
内閣府に素案を提出

令和 7 年 2 月 内閣総理大臣認定申請

令和 7 年 3 月 内閣総理大臣認定予定

⑨ その他

石巻市中心市街地活性化協議会の事務局は、石巻商工会議所が担っている。